

社会福祉法人認可審査会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法人の設立の認可等について、当該法人の適格性及び妥当性を審査するため、社会福祉法人認可審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審査事項）

第2条 審査会が審査する事項は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可、同法第46条第2項の規定による社会福祉法人の解散の認可又は認定、同法第50条第3項の規定による社会福祉法人の吸収合併の認可及び同法第54条の6第2項の規定による社会福祉法人の新設合併の認可に関することとする。

（組織）

第3条 審査会は、次条第2項に規定する委員長のほか、別表に掲げる職員を委員として組織する。

（委員長等）

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、民生局福祉こども部長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、民生局福祉こども部指導監査課が行う。

（その他の事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 介護保険施設等整備判定委員会設置要綱（平成12年6月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 3 条関係）

民生局福祉 こども部	福祉総務課長 地域福祉課長 指導監査課長 障害福祉課長 生活支援課長 介護保険課長 子育て支援課長
同健康部	健康増進課長
同こども家 庭支援セン ター	こども家庭支援課長 児童相談課長